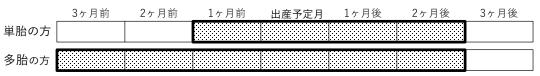
# 令和6年1月から産前産後期間の 国民健康保険税が軽減されます

## 対象となる方・受付期間

- ・令和5年11月1日以降に出産予定または出産した国民健康保険被保険者の方。 ※妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産を含みます)。
- ・出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

# 国民健康保険税の軽減方法

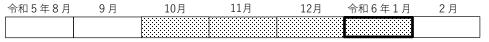
・出産予定月(又は出産月)の前月から4ヶ月間の所得割と均等割が減免されます 。



※産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月分が減額されます。

・令和5年度は、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分のみが減免対象です。



※令和5年11月が出産予定月(又は出産月)だった場合

・国民健康保険税が軽減され、過納となった場合は還付されます。

## 届出に必要な書類

- ① 届書
- ② 出産予定日や妊娠の状態が確認できるもの(母子健康手帳など)
- ③ 届出人の本人確認ができるもの

#### 届出先

駒ヶ根市役所 税務課 市民税係 電話:0265-83-2111(内線:275)

市民課 国保医療係 電話:0265-83-2111(内線:322)